

対応が求められる 排出量取引・カーボンクレジット



佐藤仁人

GXの要となる成長志向型 カーボンプライシング

気候変動対策という世界共通の課題を受けて、グローバルな脱炭素化の流れは確かなものとなっている。各国政府はカーボンニュートラル目標を掲げ、さまざまな規制・支援の取り組みを行っている。わが国においても、菅首相（当時）が2020年に発した「2050年カーボンニュートラル宣言」以来、脱炭素に向けた動きが加速してきた。政府は、新しい技術やビジネスの創出を通じて脱炭素化への対応を進めており、その中核的な政策として、経済成長を達成しつつカーボンニュートラルを実現することで経済社会システムの変革を目指す「グリーン・トランスフォーメーション（以下、GX）」を掲げ、省庁横断で推進している。

2023年2月に「GX実現に向けた基本方針」が策定され、GXを加速してエネルギーの安定供給を図り、脱炭素分野で新たな需要と市場を創出する方策が示された。これにより、日本経済の産業競争力を強化し、経済成長を促進することを目指している。その中

で、中核を占める取り組みとして示されたのが、「成長志向型カーボンプライシング構想」である。

成長志向型カーボンプライシング構想は、企業がGX投資を進めるためのインセンティブを強化する目的で、支援策と規制・制度措置を一体的に、長期にわたって実施するものである。支援策としては、GX経済移行債を発行し、10年間で20兆円規模の先行投資を行うことが計画されており、すでに多排出産業の研究開発や設備投資への支援が始まっている。規制・制度措置としては、化石燃料賦課金と排出量取引制度の導入が予定されている。化石燃料賦課金は、化石燃料の輸入事業者などに対し、化石燃料由来のCO₂排出量に応じた賦課金を徴収するもので、2028年度から運用が開始される予定である。

一方、排出量取引制度は、企業ごとに温室効果ガスやCO₂の排出枠（キャップ）を設定し、上限を超えて排出した企業と下回った企業との間で排出枠を権利として売買する仕組みである。2023年度から試行的に実施されており、2026年度からの本格稼働が予定されて

いる。試行段階では、取り組みへの参画、削減目標の水準、削減遵守のいずれの面も企業の自主性に委ねられた仕組みであった。しかし、2026年度以降は、一定規模以上の排出を行う企業に対して参加が義務化され、政府の指針に基づいて排出量（排出枠）が設定される。義務対象企業には排出量の遵守が求められ、不履行の場合、負担金の支払いが求められることになる。

いよいよ動き出す排出量取引・ カーボンクレジット市場

上述のとおり、排出量取引は、2026年度からは義務的な制度となり、本格的な運用が開始される。これに伴い、日本国内におけるカーボンクレジット市場の活性化が想定される。

カーボンクレジットとは、特定の対策を行わなかった場合に比べて削減または吸収された温室効果ガスの量をクレジットとして売買できる仕組みである。カーボンクレジットには運営主体によってさまざまな種類があるが、日本では政府が運用に関与する代表的なものとして、J-クレジットとJCM（二国間クレジット制度）クレジットがある。これらのクレジットは十年以上にわたって運用されてきたが、2026年度から本格運用が開始される義務的排出量取引においても、排出量の実績算定に活用できるようになる予定である。これにより、J-クレジットとJCMクレジットの需要が大幅に拡大する可能性がある。

これまで、これらのクレジットは温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）での報告や、自主目標の達成、製品・サービスのオフセットなどに活用されてきた。しかし、

義務的排出量取引において、制度対象事業者が排出量をオフセットするために必要となる量は、これまでの活用用途に必要な量を大きく上回る可能性がある。このようなカーボンクレジットの需要増から、クレジットの創出が促進され、取引も活性化されることが期待される。これにより、十年以上続いてきた国内のカーボンクレジット市場は新たな局面を迎え、大きく拡大することが予想される。

また、カーボンクレジットについては、上記の排出量取引制度起因の需要増に加えて、自主的な活用が進む可能性も想定される。これまで、日本企業における自主的なカーボンクレジット活用は十分に進んでいるとはいえない状況であった。その理由の一つとして、カーボンクレジットの活用に関するルールや市場環境の整備が不十分であったことが挙げられる。地球環境の保全に貢献するためにカーボンクレジットを活用し、対外的にアピールを行っても、活用したカーボンクレジットの品質に関する問題で批判を受けたり、アピールの方法によって批判を受けたりするリスクが存在していた。

しかし、このような状況を受け、近年では国際的にカーボンクレジットの品質に関する基準（例：自主的炭素市場十全性評議会〈ICVCM：The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market〉の「Core Carbon Principles」）や活用方法に関する基準（例：自主的炭素市場十全性イニシアチブ〈VCMII：Voluntary Carbon Markets Integrity Initiative〉の「Claims Code of Practice」）の整備が進んでいる。今後、これらの基準の整備と普及が進めば、自主的なカーボンクレジット活用のハードルが下がり、より多くの企業による利用

が進む可能性がある。

企業経営における排出量取引・ カーボンクレジット

上述のように、今後、排出量取引やカーボンクレジットの市場が本格的に形成されると、多くの企業の経営に少なからぬ影響を与えることが考えられる。

排出量取引もカーボンクレジットも「炭素に価格をつける」ことで、脱炭素活動を進めることへの経済的インセンティブを与える仕組みである。そのため、多くの企業にとって、これらの制度・市場の活性化は、コスト増の要因となり得る。排出量取引への参加義務を課される企業や自主的なカーボンクレジットの活用を行う企業にとっては、これらの制度・市場が活性化すると、排出削減活動のさらなる推進や排出枠・クレジットの購入が必要となり、対応コストが発生することが考えられる。

一方、こうした対応コストは基本的には同一業界の大半の企業が直面するものであるため、同業他社に先んじて、効率的に排出削減ができれば、必要な対応コストを抑えられ、相対的な競争力向上が見込める。また、排出量取引制度においては、割り当てられた排出枠を下回る排出量に削減できれば、余った排出枠を売却して収益を得ることが可能である。これにより、排出削減を効率的に行う企業は単にコストを抑えるだけでなく、追加の収入源を確保できる。

さらに、排出量取引の対象事業者がより強い排出削減インセンティブを持つこと、カーボンクレジット創出を行う事業者が回避削減・除去吸収活動を加速させることは、これ

らの活動を支える機器やソリューションを提供する企業にとっての事業拡大の機会となり得る。排出削減を実現するための高効率機器の製造や運用改善支援のソリューション、森林による温室効果ガス吸収をモニタリングするためのソリューションなど、多種多様な事業にとってのチャンスが見込まれる。

以上のように、今後期待される排出量取引やカーボンクレジットの本格稼働と市場活性化は、対応コストの発生・増大や事業機会を通じた売上拡大の観点から、多くの企業の経営に影響を及ぼす。そのため、関連企業各社はこれらの制度や市場環境を常にフォローし、正確に把握をしたうえで、必要な対応を行うことが求められる。

本特集の構成

排出量取引・カーボンクレジットの制度・市場が本格的に動き出し、企業としての対応が求められるようになる状況を踏まえ、本特集では、これらに関して、企業経営へのインパクト、需要、供給および流通の面から考察を行う。

まず、排出量取引に関して、2026年度から始まる義務的制度の運用が対象企業の経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、第一論考ではその制度の概要を整理し、企業経営への影響について考察する。

次に、カーボンクレジットに関して、需要（活用）と、供給（創出）のそれぞれの視点について述べる。第二論考では、各企業がカーボンクレジットの活用戦略を検討するための論点整理を行う。具体的には、企業の排出削減活動におけるカーボンクレジットの位置づけを考察し、企業がカーボンクレジットを

調達・活用する際に留意すべき事項を検討する。続いて、第三論考では、森林カーボンクレジットの創出に関する考察を行う。具体的には、野村総合研究所（NRI）が事業者として実施したクレジット創出の知見や、全国の森林組合・林業公社・自治体へのアンケート結果を基に、森林カーボンクレジットの創出量増加に向けて重要な視点を検討する。

そして第四論考では、排出量取引とカーボンクレジットの双方に関連する視点として、排出枠やカーボンクレジットの流通（取引）について考察する。具体的には、排出量取引

とカーボンクレジット市場の発展に不可欠な取引機能に関して、先行する海外市場との比較を通じて、将来の展望や各企業が取り組むべき事項などについて検討する。

著者

佐藤仁人（さとうよしひと）

野村総合研究所（NRI）サステナビリティ事業コンサルティング部グループマネージャー

専門はGX・エネルギー領域における政策および事業戦略の立案・実行支援